

令和7年度 個別学力検査等（後期日程）

人文社会学部 現代社会学科・小論文試験

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 2 問題冊子は1冊で、5ページです。
- 3 試験開始後、すべての解答用紙に氏名（カタカナ）及び受験番号を記入しなさい。受験番号が正しく記入されていない場合は、採点できないことがあります。また、氏名（カタカナ）及び受験番号以外の文字、数字などは、絶対に記入してはいけません。
- 4 解答はすべて解答用紙の指定したところに記入しなさい。解答用紙は2枚です。
- 5 この冊子は試験終了後、持ち帰ってください。

令和7年度個別学力検査

人文社会学部 現代社会学科 後期日程

小論文問題

名古屋市立大学 学生課入試係 052-853-8020

許可なしに転載、複製
することを禁じます。

問題1

次の資料1を読み、以下の問いに答えなさい。

- 1-1) 下線部①について、著者の考える「共住を前提とした縛りがあることが、かえってストレスを生むこともある」とは、どのようなものか説明しなさい(200字以内)。
- 1-2) 下線部②について、血縁や共住などの既成の枠組みだけに縛られない、別の安心の形を作り上げるとすればどのようなものがあるか。あなたが考えるひとつの例を取り上げて説明し、その長所と短所を述べなさい(600字以内)。

【資料1】

日本の世帯構造は大きく変化している。婚姻減とは家族減とイコールだからだ。「夫婦と子ども二人」からなる核家族のことをかつては標準世帯といった。世帯の中心は、この夫婦と子世帯であり、その構成比は、1970年代まで全世界帯の45%以上を占めていた。世帯の半分近くがこの夫婦と子世帯だったわけである。しかし、2020年の国勢調査においては、25%にまで激減している。

一般的に、家族という場合、夫婦と子世帯に加えて、夫婦のみ世帯や三世帯世帯、一人親世帯など複数で構成される世帯も含むが、本書では、この標準と呼ばれた夫婦と子世帯を「家族」と便宜上定義することとする。

激減した夫婦と子世帯のかわりに、大幅に増えているのが一人暮らしの単身世帯(ソロ世帯)である。社人研の2018年時点の推計によれば、2040年には39%が単身世帯となると推計されていたが、2020年国勢調査ですでに38%にまで増えている。このままなら、2040年を待たずして、40%を超えるだろう。反対に、同推計では「夫婦と子」の家族世帯は2040年には23%にまで下がるとされていたわけであるが、こちらも最悪20%を切ることもあり得る。

ソロ社会化というと、どうしても大都市だけの話だと勘違いしがちだが、実は地方も含めて全国的な傾向なのだ。夫婦と子世帯と単身世帯との構成比差分を比較して、夫婦と子世帯の方が上回る県は、2015年時点では、埼玉・奈良・岐阜・滋賀・群馬・富山の6県あったが、2020年にはゼロになった。全都道府県において、単身世帯が夫婦と子世帯を上回ったことになる。

これは当然の帰結で、夫婦と子世帯はやがて子が独立し、「夫婦のみ」世帯となり、夫

婦のどちらか一方が先に亡くなればソロ世帯へと変わる。ソロ世帯とは、未婚の若者とかつて家族だった高齢者によって作られていくのである。

では、このままいくと、昭和時代に中心を占めていた家族という形態は、完全に消滅してしまうのだろうか？

実は、そんなことはない。未婚化が進んでも、夫婦になる人がいなくなるわけではないし、少子化といっても一人の母親が産む子どもの数の比率は変わっていない。家族は消滅するのではなく、コミュニティの機能としての家族のありようが変わるのだと思う。

そもそも「家族」とはなんだろうか？

米国の社会学者タルコット・パーソンズは、「家族は子どもの養育とメンバーの精神的安定というふたつを本質的機能とする親族集団であり、必ずしも共住を前提としない」と規定している。さしずめ、現代においては、子を持たない夫婦もいる上に、必ずしも「子どもの養育」が必須条件とはならないし、血縁関係に限定されるものでもないかもしれない。となると、「家族とは、必ずしも血縁や共住を前提とせず、構成するメンバーの経済的生活の成立と精神的安定を機能とする集団」という定義もできる。

血縁や共住を前提としない……つまり、血のつながりや同居することだけが家族ではないのだ。ここにこそ、家族を消滅させないひとつのヒントが隠されている。

最近では、コレクティブハウスのな機能を持つ住居に、年齢や家族形態がバラバラな住人が共同生活をするパターンも見られ、それを「血縁によらない新しい家族の形」とする向きもある。しかし、これは「新しい」というより原点回帰に近い。江戸時代の裏長屋や農村地方の村社会がそうだったように、寝食を共にする居場所をベースとして、その場所に集う人間を疑似的な家族としてコミュニティを形成するというのは、実はもともと原始的なコミュニティスタイルなのである。

しかし、①共住を前提とした縛りがあることが、かえってストレスを生むこともある。群れることでの安心とは、それと引き換えに、周囲の空気を読み、不本意でも同調するという我慢も伴うものである。群れや集団とは、みんなと一緒に安心だ、という共同幻想を信じることだからである。そしてその共同幻想が、同調しない者を敵視し、残酷に排除してしまう行動に向かうことも歴史が証明している。

今後大切になるのは、②血縁や共住などの既成の枠組みだけに縛られず、「群れや集団」だけではない別の安心の形を作り上げることではないだろうか、と私は考えている。

出典：荒川和久『「居場所がない」人たち 超ソロ社会における幸福のコミュニティ論』
小学館新書、2023年

問題 2

次の資料 2 を読み、以下の問いに答えなさい。

2-1) 下線部①について、この著者が考える町内会の「都合のよい特質」とは何かを説明しなさい (200 字以内)。

2-2) 現代社会において、地域自治を支えるコミュニティ組織は、どのようにすれば意思決定の主体になりうるか、あなたの考えを論じなさい (600 字以内)。

【資料 2】

自治会・町内会の活動力の低下を、実は一番心配しているのは行政である。明治地方自治制にせよ、町内会体制にせよ、それらは行政課題に取り組むうえでの「最大動員システム」として多大な貢献をしてきた。町内会体制の崩壊を目の前にして、第三のシステムを行政は模索せざるをえない。行政からすれば、自治会・町内会であろうが、市民活動団体であろうが、最大動員システムとして行政への協力が調達できれば、どちらでもよいのである。事実、市民活動団体が行政の下請け仕事をやらされているとか、市民と行政の協働と言いながらも、もっぱら汗をかいているのは市民の側で、行政は全体的な調整をしているだけだという声も聞かれる。

つまり、かりに町内会と市民団体がうまく連携できたとしても、行政との関係がどうなるかが問われることになる。明治地方自治制や町内会体制に代わる第三の地域自治のシステムが、これまでの成果と限界をふまえて、どのように展望できるかが、真の課題なのである。

それは、本書が用いてきた用語にしたがえば、行政の側の統治性と住民の側の階級性との兼ね合いということになる。行政の側の統治性については、つねに最大動員システムとして住民の側に自発的な協力を求めつつも、意思決定への関与については、これを巧妙に避けるという特質を有してきた。それがこれまでの行政の思惑だったのである。

はたして、このような①都合のよい特質がこれからも維持できるのだろうか。もはやそれは不可能であると観念することが、行政が諦めて受け入れるべきことなのではないだろうか。しかしながら、現在でも同じことを行政は自治会・町内会のみならず、市民活動団体にたいしても行おうとしている。委託や補助金の制度を使って、行政が求める活動へと誘導しようとする。市民活動団体の側も、資金不足ゆえに表向きそれを受け入れているかに見える。しかし、はたして市民活動団体を支える人々の階級性は、行政の旧来からの統治性を引き続き受け入れていくだけの持続性をもちうるのだろうか。

明治地方自治制の場合は、豪農層が旧村の共同体的秩序を代表して行政に協力する区長・区長代理という地位を得ることで、それ以上の政治的意思決定までには進まなかった。しかしその後、政党政治を介した大正デモクラシーの下で大衆民主主義が求められていく。

ここで台頭した労働者階級は、国家によって労働運動が弾圧されたので、都市の自営業者

として町内会を支えることを通して自らの社会的地位の向上を図り、積極的に行政へと協力していく。さらに自民党の政治家後援会を支えることで、やがて政治的意思決定にもある程度の影響力を行使するようになる。

都市自営業者が残した町内会・自治会の成果と課題は、市民活動団体を積極的に支える人々の階級性ともあいまって、今後どのように展開していくのか。これまでの成果のうち、何を捨て、何を継承すべきなのか。他方、それを通して行政の統治性には、どのような変化がありうるのか。

明治地方自治制における豪農層、町内会体制における都市自営業者層に続いて、これから新しい第三の形態を模索する市民が、行政への協力を留まらず、政策的な意思決定にも参加しないし参画していくことを求めるのは、いわば歴史の必然と考えるべきだろう。そのような市民が、具体的にどのような社会的基盤にもとづく階級性を帯びるかについては、現時点ではよくわからない。ひょっとしたらそれを階級性とよぶこと自体がまちがいのかもしれない。

しかし、いずれにせよ彼女ら彼らが自らの意思と自立性にもとづく願いを、他者との関わりの中で実現することのできる仕組み(=新しい共助)を求めるであろうことは、確かだろう。身近な地域社会でそれを実現できる地域自治を支えるコミュニティの組織は、いかなるものになるのか。そこで町内会はどのような役割を果たせるのか。

町内会の本質は、全戸加入原則にある。その長所も短所も、すべてここに由来する。一般的な市民活動団体とは異なり、全戸加入原則を掲げることで、町内会は地域住民を代表して行政と折衝できる特権的な地位を確保することができた。

しかし、実際に町内会を支えてきたのは、ごく少数の人々である。この少数の人々が行政の下請け仕事を積極的に引き受けることで、その特権的な地位を維持してきたのである。そのような下請け仕事は誰もがやりたがるわけではないので、どうしても限られた人が引き受けることになる。それゆえ、そのような特権を活用できるのも、限られた人だけになってしまう。

町内会が切り拓いたのは、この行政との特権的な関係であった。さらに一部の町内会の担い手層は、議員を介して政治的意思決定にもある程度の影響力を行使するまでになった。しかし、それは全戸加入原則によって地域住民を代表しているという建前があるにもかかわらず、実際には少数の人々の特権として機能し、きわめて不透明なものになってしまっている。

しかし、自治体の行政や議員がその声を聴かざるをえない特権的な場を、町内会が確保してきたというこの成果は、住民自治にとってはかけがえのない財産なのである。このことは継承するに値する、捨ててしまうには惜しい成果なのである。

そうすると問題は、この特権的な場をどのように開放し、いかにして文字通りの全戸加入原則を実現するかということである。

そこで町内会を、住民が誰でも参加して、行政とともに協議し、決定し、場合によっては

議会に要求を突きつける、そんな開かれた協議の場にするというのはどうだろうか。これまで町内会は、行政への協力などの具体的な活動を行う団体と考えられてきた。具体的な活動を行うためには、活動力のある若い担い手を確保する必要があった。そのことがしんどくなってきたのだから、やめてしまおうということである。

そこは捨てて、行政や議会への窓口機能だけを残すのである。住民の声が町内会という場に集約されることは、行政にとってもありがたいことである。しかもそこがこれまでのような一部の人々ではなく、すべての住民に開かれているならば、あちこちに配慮して民意を集約する手間を省くことができる。行政はその時々行政課題をそこに持ち込むことで、住民と協議したうえで、住民に協力してもらう事柄を調整することもできるだろう。行政にとっても、そのような場が一元化されることには、メリットが多い。

事実、自治基本条例などにもとづく都市内分権制度は、実はそのようなことを意図していると見ることもできる。町内会そのものではないが、条例によって公的な組織として認められた住民協議会が、そのような場になることが期待されているのである。

しかし、町内会が単なる協議の場になって、具体的な活動がなくなることは、行政にとっては、これまでやってもらっていた諸々の下請業務が動かなくなるので、大変な損失である。これについてはどうすればよいのか。そこで、ここに市民活動団体を位置づけるのである。これまで町内会がやってきた活動のひとつひとつを、それに興味をもって活動している市民活動団体に任せるのである。〈中略〉

最後に問題になるのが、議会との関係である。コミュニティ政策が始まった頃や、参加や自治、自治基本条例や住民投票などが議論になるたびに、横やりを入れるのが議会である。代表制民主主義の下で、住民が直接政治的決定に関与するのは、議会をないがしろにするものであるという批判である。これについてはどう考えればよいのか。

まず、基本的に代議制を採っているのは、いちいち主権者がすべてを決定することが困難だからであって、それが可能ならその方がいいに決まっているという、そもそもの原理を確認しておきたい。自分たちが選挙で選ばれているからといって、主権者が直接決めることを、自分たちをないがしろにするものだといって難色を示すのは、本末転倒も甚だしい。議員の傲慢以外の何物でもない。むしろ自分に権限を与えてくれている主権者をないがしろにしているのは議員や議会の方である。〈中略〉

住民の側からいうと、いざというときには、この議会での政治的意思決定にも関与が可能であるという仕組みが必要である。自治体政府への一般的な信頼を確保するためにも、町内会という身近な協議の場から議会への要求が出せるという仕組みの導入が求められる。町内会体制の下で都市自営業者層が自力で開拓した、いざとなったら議員を動かすという政治的手腕を広く市民に開放し、公式化するのである。

出典：玉野和志『町内会——コミュニティからみる日本近代』ちくま新書、2024年（一部改変）